

平成17年11月21日

企業会計基準委員会 御中

日本公認会計士協会
会長 藤沼 亜起

企業会計基準公開草案第11号「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」
及び企業会計基準適用指針公開草案第14号「ストック・オプション等に関する
会計基準の適用指針(案)」に対する意見の提出について

貴委員会から平成17年10月19日付けで公表された企業会計基準公開草案第11号「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第14号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針(案)」について、当協会の意見を別添のとおり申し上げます。

以 上

企業会計基準公開草案第11号「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」
及び企業会計基準適用指針公開草案第14号「ストック・オプション等に関する
会計基準の適用指針(案)」に対する意見

平成17年11月21日
日本公認会計士協会

このたび公表されました標記公開草案に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

1. 費用計上の根拠

(コメント)

本会計基準等に基づいて、ストック・オプションの会計処理をすることが、会社法上問題ない旨を明示すべきである。

(理由)

当協会は、「ストック・オプション会計に係る論点の整理」及び企業会計基準公開草案第3号「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」に対し貴委員会に提出した意見の中で、商法上の問題として、現行の商法では労務出資は認められないとする商法学者の多数意見があることから、ストック・オプションに関する会計基準の開発に当たっては、法規制の問題も解決する必要があることを述べている。しかし、本年7月26日に公布された会社法においては、新株予約権の内容に関する規定が創設され、独立した条文が設けられたが、ストック・オプションの付与に伴う費用計上が、新株予約権の金銭以外の財産による払込みであると明確に解釈できる規定はない。今後ストック・オプションに対する会計処理を本会計基準等に基づいて行う際に、会社法上の疑義が生じないための記載を結論の背景に明示する必要がある。

2. 付与日の定義(会計基準第2項、第47項)

(コメント)

付与日に関しては、会計基準第2項(7)で「「付与日」とは、ストック・オプションが付与された日をいう。」と定義されているが、適用指針において付与日の要件を明確にすべきである。

(理由)

実務上、会社が役員や従業員等の新株予約権者にストック・オプションを付与する場合の付与日には、株主総会や取締役会等で明記された付与日や付与する契約書に記載された契約日等が考えられる。特に会社と新株予約権者との契約では、契約日が一時点ではなく、複数の契約日が存在する可能性も想定される。また、会社法では、募集新株予約権について、申込者等は割当日に新株予約権者になる(会社法第245条第1項)とされているが、この新株予約権の「割当日」とストック・オプションの「付与日」との関係も明らかではない。

したがって、公正な評価額の算定及び対象勤務期間の算定上重要な概念である付与日に関する要件を明確にしなければ、適正な費用処理額の算定を行うことができないこととなる。

3. 未公開会社の取扱い（会計基準第11項）

（コメント）

会計基準第11項は、未公開会社に対しても「公正な評価単価」を厳格に適用すべきであることを明確に規定した上で、例外的措置として「ストック・オプションの単位当たりの本源的価値」に基づく会計処理を認めるという内容に、記載を改めるべきである。

（理由）

会計基準第11項の記載では、未公開会社は当然に単位当たりの本源的価値に基づく会計処理を認める規定として理解できる。また、会計基準第51項では、未公開会社に対し単位当たりの本源的価値に基づく会計処理を認める理由として、損益計算に反映させるに足りるだけの信頼性をもって見積もることが困難な場合が多いこと、また、一般投資家がいなかったことを挙げている。しかし、これだけでは、単位当たりの本源的価値に基づく会計処理を認める理由に乏しいと考える。公正な評価単価の評価技法にはいくつかの方法があるが、どの評価技法を使用しても推定値の枠は超えられないものであり、未公開会社だけが損益計算に反映させるに足りるだけの信頼性をもって見積もることが困難であるとは必ずしも言い切れるものではない。また、ストック・オプションは、未公開会社の方が、公開会社よりも相対的に大量に利用される場合が多く、かつ、アウト・オブ・ザ・マネーの状態が付与される場合が多いことを考慮すれば、その場合には、ストック・オプションの費用認識が結果として行われなくなるため、未公開会社だけ単位当たりの本源的価値に基づく会計処理を認めることの長所よりも短所の方が大きいと考える。

したがって、適用指針において示された評価技法を使っても、合理的と思われる公正な評価単価の計算ができない非常に限定的な場合（例えば、ストック・オプションを付与する条件が非常に複雑であるため、有効に利用し得るパラメータが入手できない場合など）に限り、本源的価値による会計処理を認めるべきである。

なお、その場合には、合理的と思われる公正な評価単価の計算ができない理由を明示した上で、会計基準第17項(5)の注記を記載する必要がある。

4. 権利不確定による失効の注記（会計基準第17項、第49項）

（コメント）

会計基準第17項(4)ではストック・オプションの権利確定数の見積方法を注記することになっているが、その見積方法についての規定が示されていない。ストック・オプションの権利不確定による失効の見積数については、付与されたストック・オプション数から控除して算定することとされているが、失効数の見積方法、留意事項、注記例等について適用指針において明示すべきである。

（理由）

権利不確定による失効数に関しては、公正な評価額の算定と同様に重要な計算要素であり、ストック・オプションの権利確定数の見積方法について注記による開示が求めら

れている。しかし、当該見積方法や算定に当たっての留意事項等は適用指針においても規定されておらず、また、参考として例示されている注記例においても記述されていない。これらについては、実務上、判断・見積りを要する事項であり、より具体的な説明を行う必要がある。

なお、会計基準第49項の記載内容は、権利不確定による失効数の見積りは行うべきではないと解釈される可能性がある。したがって、そのような誤解を生じさせないためにも権利不確定の失効数について、必ず最善の見積りを行う必要があることを会計基準の本文で明記すべきである。

5．範囲に含まれない取引（会計基準第25項、第31項）

（コメント）

本会計基準の適用範囲に含まれないものとして、会計基準第25項(6)に、敵対的買収防止策として付与される自社株式オプションが挙げられているが、削除すべきである。

（理由）

会計基準第31項に、敵対的買収防止策として付与される自社株式オプションが本会計基準の適用範囲に含まれない理由として、財貨又はサービスを取得する対価として付与しているわけではないと限定している。しかし、すべての場合に、当該自社株式オプションが、財貨又はサービスを取得する対価として付与したものではないと限定できるとは考えられない。もし、そうであるならば、会計基準第17項(7)に従った開示をすれば足りるものであり、はじめから本会計基準の範囲から除外する規定は、むしろ、会計基準第25項(2)の「付与した自社株式オプション又は交付した自社の株式が、財貨又はサービス取得の対価にあたらぬ場合」の理解を妨げるものである。

6．公開後の日が浅い企業における株価変動性の算定上の留意点（適用指針第12項）

（コメント）

公開後の日が浅い企業における株価変動性を見積りにおいて、「少なくとも2年分の日次ないし週次の株価情報」を収集することが必要と記載されているが、なぜ2年分必要なのかの説明が必要である。

（理由）

適用指針第12項(1)では、株価変動性を見積りに関し、少なくとも2年分の株価情報の収集が必要というだけで、なぜ2年分必要なのか、又は、なぜ2年分であればよいのかについての理論的説明がない。会計基準に次ぐ適用指針の位置付けからは、数値基準を示す以上、その理論的背景を明示する必要がある。

7．連結財務諸表における注記

（コメント）

連結財務諸表における注記の対象となる会社については、親会社と連結対象子会社であることに同意する。

8. 記載誤り

適用指針第18項等で、「権利確定日を合理的に見積る」という記載があるが、数値ではないため、「見積る」ではなく「予測する」が適当である。

[設例1]において、「株予約権」は、「新株予約権」の誤りである。

[設例3-6]において、「会計処理(権利行使期間開日・・・)」は、「会計処理(権利行使期間開始日・・・)」の誤りである。

[設例6-3](1)の仕訳(注)において、

[X3年7月 X4年3月(9月) / [X3年7月 X7年6月(36月)]は、

[X3年7月 X4年3月(9月) / [X3年7月 X6年6月(36月)]の誤りである。

[設例6-3](3)の仕訳(注)において、

[X6年7月 X7年3月(9月) / [X6年7月 X7年6月(36月)]は、

[X5年7月 X6年3月(9月) / [X5年7月 X6年6月(36月)]の誤りである。

以 上